

パブリック・コメントへの対応

コメント全文	対 応
<p>・西村 俊之 殿 (松下電子部品株式会社 開発技術センター 技術企画室)</p> <p>報告書中第1章第1節 「このような動きを受けて、性能規定化された技術基準に対する具体的な解釈基準例としての標準の採用・・・・・・・・」について</p> <p>・考え方として全く賛成です。 電気用品安全法では従来よりの約束にもかかわらず性能規定化が全くなされていません。(来年度より3ヶ年計画で検討するという情報もありますが)仮に性能規定化で解釈基準例としての標準は法律上どのような位置付けとなるのでしょうか。</p> <p>・法律上同格の工業標準化法を電気用品安全法若しくは施行令中に引用規格として持ってくるのは可能でしょうか。 解釈基準例とするなら他の標準(EN,UL)も基準例として使用できると解釈できますが自ずと制限があると思います。 通産省の中には電気用品安全法は最低限守らなければならない限度を示すものでありJISはもっと高いレベルの技術水準を示すものであるとの見解を持っている人もおられます。</p>	<p>1. 報告書中第1章第1節 「このような動きを受けて、性能規定化された技術基準に対する具体的な解釈基準例としての標準の採用・・・・・・・・」について (対応)</p> <p>・いわゆる強制法規にかかる性能規定化については、規制緩和推進3カ年計画(1998年3月閣議決定)において「自己確認、第三者認証への移行等による政府規制の最小限化」や、「適切な場合における性能規定化」を含む4つの視点を基本とした見直しを行うこととされており、電気用品取締法の性能規定化についてもこの一環として検討が行われています。(なお電気用品取締法については、1999年国会において、「自己確認・第三者認証への移行」を反映した法改正を行い、現在施行準備中です)</p> <p>・性能規定化を進めた際の解釈基準例としての標準の法律上の位置づけ等はこの見直しの中で必要に応じ行われることとなります。</p> <p>・規格の引用可能性や引用に伴う諸問題については、個別の強制法規における検討に任されることとなりますので、本委員会報告書が完成次第、標準部局からも主要な強制法規部局に働きかける予定です。</p>

報告書中「(注1)・・・異なる規制対象に対しそれぞれ定められた複数の強制法規の技術基準においてその解釈基準として単一の規格の採用を薦める事によって・・・」について

- ・この文節の意味が良く理解できません。素人にも分かるような書き方にして頂ければ幸いです。

報告書中「(4)消費者の・・・」について

- ・この文節は現在の大多数の消費者の知識レベルから考えると非常に無理があります。精々、JISマークは認識があるでしょうが電取のTマークでさえ知らないのが実状です。まして標準においておや。

報告書中「第3章適合性評価政策(強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実)任意適合性評価制度の結果の活用を強制法規において促進・・・」について

- ・任意評価制度での評価結果を技術ファイルとして強制法規への適合証明として使用する場合などを想定していると解釈して良いか。

2. 報告書中「(注1)・・・異なる規制対象に対しそれぞれ定められた複数の強制法規の技術基準においてその解釈基準として単一の規格の採用を薦める事によって・・・」について

(対応)

- ・以下のように修正しました。

「一方、これまで、産業分野や民生分野などの用途、目的の違いに応じて異なる強制法規が適用されてきたために、本来の構造等は同一の製品等であっても、これら強制法規に適合させるため異なった仕様等とせざるを得ず、製造者に負担が生じていた。任意規格の特徴に鑑み、こうした実態に対処するため、これら複数の強制法規の技術基準において、その解釈基準の一例として同一の任意規格の採用を進めることによって、実質的な基準の統一に寄与するとともに、…」

3. 報告書中「(4)消費者の・・・」について

(対応)

- ・第2章第1節に「標準の重要性・有用性に関する意識の向上」という項を設け、意識の向上のために広報活動や人材育成を進めることを提言することとしました。

4. 報告書中「第3章適合性評価政策(強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実)任意適合性評価制度の結果の活用を強制法規において促進・・・」について

(対応)

- ・文章の趣旨はその通りです。ただし、強制法規部局との間の具体的な活用方策等実際の調整については今後の検討課題となります。

<p>報告書中「(強制法規当局と任意認証機関との連携ネットワーク形成)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状でもネットワークを作っている例はあるが一方的なお上中心的なものになってる気が致します。業界の体質にもよりますが、今後、任意認証制度が主流となるべきでありまた、連携とは同等を意味することからも他の団体の意見も反映する開かれたネットワーク形成として頂きたい。 	<p>5. 報告書中「(強制法規当局と任意認証機関との連携ネットワーク形成)」について (対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どの参加者が主流、あるいは同等」というような観点でとらえるべきではないと考えますが、いずれにせよ、開かれたネットワークとすることに留意いたします。
<p>・櫻井 秋久 殿 (日本アイ・ピー・エム株式会社、技術推進・EMC技術開発、マネージャ、シニア・テクニカル・スタッフ・メンバー)</p> <p>1. CISPR関係は郵政省に委託され電気通信技術審議会答申の形で国内規格のようなものが出ますが、規格番号もなく、また改定手順も何もないと聞きます。一般的な意味合いからすれば「規格の体をなしていない」と言わざるを得ません。JISと同じ体系にのせることはできないものでしょうか？ 諸外国をみてもこの分野においては日本は極めて不明瞭な状態にあるといえます。</p> <p>2. MRA に関しては、分野によってその進捗に差があることは理解できますが、EMC について言えば、すぐにも実現しなければならない状況で</p>	<p>1. CISPR に関して (対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、JISCでは、郵政省がCISPR対応の国内審議団体となっております。国内では、重要なCISPR規格について、当該規格に準拠した日本語文書を電気通信技術審議会において審議し、答申としてまとめています。本答申文書は、準拠しているCISPR規格の番号と名称が明記されており、CISPR規格の改正に応じて答申内容についても適宜見直しています。そのため、実態上、CISPR規格の国内における普及体制として、特段の問題は生じていないものと認識しております。 <p>2. MRA に関して (対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘をも踏まえ、第3章第1節の政策の基本的方向におけるMRA

<p>あり、国として早急の対応が必要ではないかと思ます。「仕組みの設置を検討すべきである」から早急的対応を意味する表現にして頂くことは不可能でしょうか？ ご存知のように台湾と米国はE M C 試験においてM R Aを締結し、相互の関係企業はその利益にあずかっています。聞くところによると韓国も米国とのM R Aを 11 月ごろまでに締結することです。直に中国の動きも明らかになると思いますが、このままでは結局日本だけが取り残されることになるのではないのでしょうか？ アジアから遠くにある米国あるいは欧州の企業のみがこれらの国々に対して便宜を得、至近の日本の企業が相手にされていない状況は看過できないものとして対応していただきたいと思ます。</p>	<p>関連部分を以下のように修正することとしました。</p> <p>「経済のグローバル化が進展する中で、国内外で異なる技術基準に対する適合性評価業務の合理化を図り、ワンストップ・テストングを目指すM R Aの促進が期待されるが、これへの対応を行うため、諸外国の基準への適合性評価を行う機関を指定する制度（輸出に係る適合性評価機関指定制度）を個々のM R Aの進展と合わせて早急に構築することが必要である」</p>
<p>・吉木 健 殿 （日本プラスチック工業連盟 規格部 ISO/TC61 国内審議委員会事務局 及び ISO/TC61/SC11/ プラスチック/ 製品 国際幹事）</p> <p>はじめに 今後の標準化の課題に取り組んだ初めての報告書が作成され、その上パブリックコメントを募集されたことに感謝し、21 世紀といわず日本の今後の標準化システムへの変革を望みかつあるべきシステムを提案してきた者として喜びを禁じえない。 報告書のすべてに互って提出すべきコメントがあるが、今後の標準化システムに絞ってコメントを提出させていただきたい。</p> <p>報告書へのコメントの取り扱いについて パブリックコメントについては、原則として規格の制定において提出されたコメントの取り扱いと同様にさせていただきたい。すなわち提出されたコメントについて委員会で検討し、その結果を組織の責任者において公開、またこれを報告書に反映させることである。</p> <p>報告書へのコメント</p>	

これからの日本の標準化システムのあり方について、日本プラスチック工業連盟の委員会で論議されてきたが、それを簡潔にまとめた「日本の標準化システム試案」を添付する。

この標準化システムは、完成したものではないが、数年前から ISO 規格中心のプラスチックの標準化に取り組んできた活動の主な成果であると考えている。なおこの試案の骨子ははすでに標準部の一部の関係者に提出している。

ここではこの試案について、報告書に関係して若干の説明をつけ加えたい。

1. 日本の 21 世紀の標準化システムを、従来の官主導から民主導へ。
報告書では「単一の産業界による標準化への取り組みが期待しにくく-----国が主導的に規格化に取り組まなければならない」(p10)とあるが、この国とは何かの論議が欠けている。工業標準化法に基づいてその政策の実質を決定してきたのは、工業技術院標準部である。国家機関といってもそこに民の意見がどれだけ取り入れられてきたか。戦後の生産の遅れとその荒廃からの脱却を図り制定されたこの法律の役割は大いに評価される。しかしながら国家法規であるがために官主導の弊害もまた次第に無視できなくなってきたのも事実である。

国の制度疲労が言われて久しいが標準化システムもまた例外ではない。具体的な標準化の現場、特に ISO 活動および JIS の制定の現場からの問題点の指摘はほとんどなされてこなかった(具体的事例は割愛するが、基本的には現在の制度と実態はかなり乖離している、具体例については 3. で提案するように、新たな検討会で審議すべきである)。さらに部会の役割のみならず法に基づく最高決定機関の一つである標準会議が形骸化していることは、同会議委員からすでに指摘されてきた。しかしながら官主導の運営ではこれを是正することは至難であった。この際国の役割とは何か徹底して論議する必要がある。現法の抜本的改正もまた行政の実行者である標準部に期待したいが、その際民間の委員の意見を十分に尊重されるべきで

吉木氏のコメントについては必ずしも報告書案のどの部分の記述を修正すべきか明確でないので、事務局に答えるべきポイントを以下のとおり整理させた上で、委員会としての対応を以下のとおり作成しました。

1. 日本の 21 世紀の標準化システムを、従来の官主導から民主導へ。国の役割とは何か、民間の委員の意見を十分に尊重しつつ、徹底して論議する必要がある。
西欧主要国には見られない官主導の政策への反省を踏まえて 21 世紀に向けたグローバルな視点から改革を行うべき。
以上二点について

(対応)

・御指摘の内容に関連する事項については、第 5 回と第 6 回の委員会において多くの議論が行われました。その結果、「官主導から民主導へ」との視点は、第 2 章第 1 節(4)「デジタル標準化に当たっての官民の役割分担」や第 4 章第 2 節(1)「民間主導の規格原案作成体制の更なる推進」において盛り込まれております。

特に 1 2 条規格については、国の役割を、規格の中立性や非差別性を最終的に確認する役割に限定しつつ、民間の役割強化として、標準化戦略作成自体について民間からの提案を尊重、提案に関する JISC 審議について、細かい技術的審査に立ち入らず、審議方針を明確化、作成された規格について民間に著作権を残すことを検討、といった対応を提言しております。

国の役割について民間の委員の意見を尊重しつつ、徹底した論議が必要とのことですが、当委員会では委員の方々から極めて積極的にご

ある。すなわち西欧主要国には見られない官主導の政策への反省を踏まえた 21 世紀に向けたグローバルな視点からの改革を行わなければ、規格そのもの今後の方向や内容を論議するだけでは不十分であり、その内容を真に深めることにはならないと考える。

2. 標準化行政の一本化

現在の標準化行政は、標準部においては規格制定の事務的業務を行い、その補助的な業務を（財）日本規格協会に委託しており、そのため標準部関係者の出先機関としての性格が濃厚である。この委託業務は法に基づいていると考えるが、両者の関係が十分理解されているとは考えられない。この点も報告書には触れられていない。この際 JSA のあり方も関係者で十分議論する必要がある。

さらに標準化行政においては、標準化政策（ポリシー）は工業について通産省の基礎産業局が管轄しているとのことである。その顕著な表れとしては、この二三年、NEDO の資金に基づく ISO 規格提案を前提とした大きなプロジェクト（年約 4000 万円で 3 ヶ年計画）が、化学課から立ち上げられ、標準部が実務を行っている（例：新設された化学標準化センターでは現在この規模のプロジェクトが数件ある）。

一方通常の標準化業務への補助金（近年は受益者負担と民営化を目指して支援金と改称された）等はその財源であるオートレースや競輪の収入の減少もあって不安定である（こちらは標準部管轄）。

グローバル時代において日本の標準化の活性化を図るには、このような行政の縦割りでは十分に対応することは難しいのではないかと。標準化政策及び業務の統一をはかり、上に述べたような行政の実態は改善されなければならない。委員会においては、行政管轄間で問題となっているこのような現状を分析し必要提言を行うべきである。

産業の基盤を構成する標準化の行政は、政治家の主導が難しく、政

意見をいただいた上で報告書を作成しております。

なお、第 6 回委員会での議論及びその後の委員との議論を踏まえ、「なお、中長期的には、民間の規格原案作成団体の規格原案作成能力の向上の状況をにらみながら、当該団体の工業標準化法上の位置づけを検討していく必要がある。」旨が報告書第 4 章第 1 節に盛り込まれております。

2. 標準化行政の一本化

標準部と（財）日本規格協会の関係や同協会のあり方を十分議論する必要がある。

グローバルな時代において、標準化政策が行政管轄に応じた縦割り（例えば基礎局と標準部）で行われていては、十分な対応は難しい。

以上二点について

（対応）

・本報告書案は我が国全体としての標準化政策のあり方について議論したものであり、特定の財団法人のあり方について直接言及するのは必ずしも適切ではないと考えられますが、日本規格協会のあり方については、本報告書完成後、報告書の考え方に基づいて、所管官庁たる工業技術院標準部と同団体との間で検討が進められることが期待されます。

縦割り行政の弊害に起因する問題については当委員会でも議論が行われ、第 6 回委員会の御意見等を踏まえ、「第 5 章 おわりに」において、「その際、日本工業標準調査会の事務局たる工業技術院（2001 年 1 月からは経済産業省産業技術環境局）は、関係省庁との連携を密にして、複数省庁に関係するような標準化を円滑に進めていくことが必要である。」の趣旨を盛り込んでおりますので、ご参照下さい。

策までを行政が主導することはある程度避けられない。従って標準化行政について、民間関係者の意見を十分取り入れるよう行政に働きかける必要がある。

3. 今後の標準化システムの完全な民営移管

各国の標準化システムの国際比較については、当方の委員会でも数年前から注目し、独自に BSI や DIN にミッションを派遣して調査を行ってきた。その結果をもとに検討を重ねた結果、今後の日本の標準化システムは、主要規格先進国のシステムである「国家標準化機関が政府機関でない国」(資料 2 - 1 : 米、独、英、仏等)の形態をとるべきであるとの考えにいたっている。法第 12 条による民間の自主的な規格が、いまだに担当する大臣の名において制定されているのは、もはや時代になかった方式ではない。

この際問題になるのは JIS マークの指定商品であるが、これは法的規制が必要な分野を除いて自己適合宣言による品質表示の方向で対処すべきである。(なお法改正は規制緩和の一環として昨年経団連に提案している)。

3. 今後の標準化システムの完全な民営移管

民間の自主的な規格(12条規格)が大臣の名において制定されているのは時代になかった方式ではない。

JIS マーク指定商品は法的規制が必要な分野を除いて自己宣言による品質表示の方向で対応すべし。

以上二点について

(対応)

・ について

本特別委員会においても、事務局に海外調査を行わせ、第 5 回と第 6 回の委員会において各国の標準化システムとの比較における我が国の標準化システムのあり方について議論を行いました。我が国の場合、欧米において存在するような中立性及び財政的自立性をもった標準化団体(SDO)が我が国に存在しない代わりに、民間団体が作成した原案に対し、幅広く民間の有識者を集めた JISC の議決を得た上で、利害関係者のバランスや非差別性の有無に関し主務大臣が最終チェックを行う体制をとっています。これにより実質的に相当程度民間の意見を採り入れつつ、規格の中立性や非差別性を国が最終的に認証するバランスのとれた策定方式といえるというのが当委員会の評価であります。一方、民間団体に著作権を残す等、民間による規格作成インセンティブを一層高めるような政策が第 4 章第 2 節(1)において提言されています。

・ について

JIS マーク指定商品については、製品等供給者における認証負担の軽減に配慮しつつ、指定のあり方や適合性評価制度のあり方について検討すべきことが提言されており(第 3 章第 2 節)、今後 JISC の認定認証部会でさらなる検討を進める必要がある旨指摘されています(第 3 章第 2 節)。

4. 新しい標準化システムによる組織

この欧米型の標準化システムの主要な特質は、標準化活動の会員制である。標準化を担うものは、会費を納入して標準化活動を行う。国もまたその会員となる（公的機関が会員となり、会費を払う）。欧米型標準化システムの財政の基盤は会費と、規格関係の出版である（ASTM の収入の約 85%が出版、DIN は約 60%）。従って現法を抜本的に改正して、JIS に版權を認め、これを新組織の重要な柱とする。これによって関係者の真に必要なとする JIS 規格が制定されよう。会議経費や謝金を国からの支援に頼る活動は標準化の主体に基づくものではない。

従って、標準部の出先機関となっている日本規格協会を新しい組織に組み入れて、JIS の出版権を付与し、新組織の主財源とする。

新組織は「日本標準協会」JSA とする。JIS は工業標準であったが、工業以外の規格が登場し、この名称は実態を表さなくなった。

従って抜本的に改正される法は、日本標準化法とする。

この組織においては、第 12 条は完全に民間に移行する。第 11 条は法的規制の対象となるものに限定する（米連邦規格等）

新組織は、民の現在の標準化力量不足、官の頭脳を有効に活用するためにも、民間標準化機関、標準部、(財)日本規格協会が合体して構成する。このような抜本的な標準化システムの構築は容易ではない。従って報告書がほとんど触れていない真に 21 世紀の標準化システム構築の検討会をあらたに設置して検討することを提案する。

21 世紀の新しいシステムは、「新しい酒は新しい皮袋」に入れなければならない。この報告書はこの点で 21 世紀に向けたものとしての重要な観点が弱い。

4. 新しい標準化システムによる組織

欧米型の標準化システム同様、会員制をとり、会費及び規格の出版費用により標準化活動を賄う機関として、「日本標準協会」とする。

民間の現在の標準化力量不足、官の頭脳の有効活用のためにも民間標準化機関、工技院標準部、(財)日本規格協会が合体して日本標準協会を構成する。

12 条規格は完全に民間に移行、11 条規格は法的規制の対象となるものに限定。

以上三点について

(対応)

・本特別委員会の工業標準化システムのあり方に関する考え方は、第 4 章にまとめられたとおりであります。

5．国民のための標準化

官主導から民主導への標準化は、具体的にはこの報告書に基づく内容によることがうたわれており、望ましいことであるが、さらに広く国民に広報するために、ここに提案した新しい標準化システムを、ジャーナリズムにも取り上げてもらう必要があると考える。従って最終報告書の内容及びその取り扱いによっては、国民的論議を促進することを考えている。

以上かいつまんで要点を付け加えさせていただきましたが、委員会の報告書が、他の多くの行政から発行される文書のように、行政の考えを追認するものだけのものにならないよう、委員長の責任において取り扱っていただくようお願い致します。性急のそしりを受ける恐れがあることを承知の上であえてコメントを提出させていただきました。事実誤認等があればご指摘ください。

ここに述べたコメントは、今後の標準化システムを検討するうえで基本的なものであり、委員会発足当初から発言すべき性格のものと考えます。しかしながらこの委員会の発足を伝え聞いた際に、当組織関係者の委員参加を申し入れましたが、断られております。

言うまでもなく標準化は商品等の生産と異なり、専門家やその関係者が主役であり、従ってまた論議する関係者の選定及び委嘱が重要です。報告書には標準化情報の透明化がうたわれておりますが、これは標準化行政及び業務にかんすることだけではなく、各種委員会の委員や標準化に携わる人材の推薦、委嘱や登用などの情報もまた透明化が必要であり、よろしく開示のほどお願い致します（例えば ISO の日本の理事、TMB 委員の任命等はどのような基準や経緯で行われているか不勉強で存じません）。

5．国民のための標準化

ここに提案した新たな標準化システムを広く国民に広報する必要がある。

以上一点について

（対応）

・いただいた試案については、第7回本委員会の配付資料として公開させていただきました。

・加藤 殿
(株式会社 富士通ゼネラル 技術支援部 安全認証担当)

1.(P17)社会的ニーズ対応・強制法規活用型のJISの整備に関して

- ・小職が携る分野において、平成13年4月1日施行の電気用品安全法がここで言う強制法規に該当します。
現状、電気用品毎に省令で技術基準が規定されており、技術進歩に合わせた技術基準の改定が機動的に行われていないのが実情です。
そのような状況を解決するうえでも、早急に強制法規の技術基準に係る解釈基準例として採用しうる規格として、JISが整備されることを要望いたします。

2.(P29)強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実にに関して

- ・強制法規当局の主な役割として、任意の適合性評価制度が効果的に機能しているか評価する製品流通後の規制(マーケットコントロール)の必要性をあげる必要はないでしょうか？

1.(P17)社会的ニーズ対応・強制法規活用型のJISの整備に関して

(対応)

- ・いわゆる強制法規にかかる性能規定化については、規制緩和推進3年計画(1998年3月閣議決定)において「自己確認、第三者認証への移行等による政府規制の最小限化」や、「適切な場合における性能規定化」を含む4つの視点を基本とした見直しを行うこととされており、電気用品取締法の性能規定化についてもこの一環として検討が行われています。(なお電気用品取締法については、1999年国会において、「自己確認・第三者認証への移行」を反映した法改正を行い、現在施行準備中です)
- ・強制法規の技術基準に係る解釈基準例として採用しうる規格となるようなJISの整備に今後も努めて参る所存です。

2.(P29)強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実にに関して

(対応)

- ・本報告書の該当部分は、JIS適合性評価制度等を始めとする任意の適合性評価制度の質の充実のため、任意制度側でできることを記述したものであること、強制法規側として製品流通後の事後措置を従来から採ってきていることから、本報告書においては任意制度として意味ある事後措置について記述することに意味があると考えます。したがって、ご指摘の部分(第3章第1節(政策の基本的方向:強制法規への活用促進のための任意適合性評価制度の質の充実)に関し、下記

	<p>の一文を追加することとしました。</p> <p>「また、 任意の制度においても適当な場合に、製品流通後の措置（マーケットサーベイランス）として、該当製品に係る市場抜き取り調査等を行い、適当な場合に強制法規担当部局にその結果の提供等の協力をを行うことも重要である。」</p>
<p>・阿久津 進 殿 （（財）日本規格協会 品質システム審査員 評価登録センター 所長）</p> <p>1. 政策的な課題についてももう少し深化させた議論があるのが望ましいと思います。</p> <p>第2章、第2節の(2)の<政策の基本的方向>において（アジア太平洋諸国とのネットワーク化）が提案されていますが、既にヨーロッパでは CEN, CEN ELEC といった機関が活発に活動しております。アジア太平洋地区でどのようなシステムを作り上げるのか、その為には何をしなければならないのか、どの様に運営するかといった問題についてももう少し具体的な提案があっても良いと思います。何となく人材育成しか提案されていないように思われます。</p> <p>（標準化活動への参画に係わる企業内環境の改善及び体制の整備）においても、行政がどの様にバックアップするのかについての議論が不足しているように思います。主体は企業にあることは間違いないと思いますが、国際標準化活動への参画推進のためには民間に任せるだけでなく予算的な面も含め、行政のバックアップはどうあるべきかの議論があっても良いように思います。</p>	<p>1. 「政策的な課題」について （対応） ・（アジア太平洋諸国とのネットワーク）については、以下のとおり修正しました。</p> <p>「国際規格に我が国やアジア太平洋諸国のニーズが適切に反映されるよう、重要な案件について、個々の国際規格ベースで、セミナー等を通じた情報交換や意見交換及び、関係分野の標準専門家に係るデータベースの構築等を行い、アジア太平洋諸国の標準関係団体とネットワークの構築を図る必要がある。」</p> <p>・（標準化活動への参画に関わる企業内環境の改善及び体制の整備）についての御意見について、国による予算的な支援や規格の経済効果に係る事例の整理と公表等の措置については既に（戦略的な規格の国際提案を進めるための支援）に記述があります。この項に関しては、委員の方々のご意見で民間サイドで行う事項をまとめたものであることを御理解いただきたいと考えます。</p>

2. 誰が何をやるのか具体的方向がよく分からないものがあります。

第3章、第3節の<政策の基本的方向>において(ISO9000/14000及びセクター別品質マネジメントシステム規格への対応)が提案され、「官民双方において人材育成プログラムの開発等必要な対応が図られることが必要である」と提案されていますが、品質システム適合性評価は完全に民間の活動として運営されており、官の位置づけが明確ではありません。規制緩和の動きの中で、民間において運営されているものに官が係わる意味や具体的な役割がよく分かりません。

「官」の表現は除くべきと思います。

一方、第3章、第4節の計測のトレーサビリティ制度の整備は、提言が具体的で明確であり、日本の適合性評価に於ける位置づけを向上させるためには是非必要なものと思います。

3. 悪い点を挙げるだけでなく良い点を伸ばすためにはどうするかの議論があっても良いと思います。

第1章、第2節の<現状認識>の(マネジメントシステム関連)に於いて問題点が記述されていますが、ISO9000に基づく品質システムの構築によってメリットを得た企業も多く存在すると思います。小職の経験からは特に中小企業に於いてそのような傾向があります。しかしながら、ISO9000の認証取得・維持にはかなりの費用が必要であり中小の企業にとって無視できない負担となります。更にセクター規格への対応が必要となれば大企業に於いても負担は相当なものになると予想されます。中小企業にとっても品質システム構築のメリットを安心して享受できるにはどうすべきかの議論があっても良いと思います。

2. 「誰が何をやるのか」について

(対応)

・ご指摘の(ISO9000/14000及びセクター別品質マネジメントシステム規格への対応)の項に関し、「官民双方において人材育成プログラムの開発等必要な対応が図られることが必要である」とありますが、これを下記の通り修正しました。

「民間において人材育成プログラムの開発等必要な対応が図られることが期待される」

3. 「良い点を伸ばすためにはどうするか」について

(対応)

・すでにISO9000の認証取得に関して中小企業がコンサルティングを外部者に対し依頼するといった予算プログラムを中小企業庁が実施しています。

またISO9000規格をどう「評価」するかについては、第1章第2節マネジメントシステムの報告にも記載しており、前向きな評価をする事業者も多い旨記載してあります。

・柴崎 祐美 殿
((株)日本総合研究所 品質推進統括部)

先日、第5回委員会を傍聴させていただきありがとうございました。議論の中で出ていた「標準化マインド」は非常に重要な指摘だと思いますので若干コメントさせていただきます。

・経営層の標準化マインド

経営層の標準化マインド

現在、標準化活動は各 SC、WG の委員の献身性に支えられている。継続的に安定した活動をするためにも各所属企業のバックアップも必要である。そのためには、標準化マインドを持った経営陣が姿勢を見せることが大切である。

先日の委員会で標準化に関する委員会、審議会の委員がいつも同じメンバーという指摘がありました。この点に関しては、ある程度メンバーの交代を行い、標準シンパを増やしていくことも必要かと考えます。

一方、標準化作成、審議の委員（例えば各 SC、WG のメンバー）に対しては、長期間継続的に関与できるようなバックアップ体制が必要です。人事異動に伴い委員の交代が頻繁におこるようでは審議に支障をきたします。活動自体が各委員の社内での評価項目になっていないため、まさに“ボランティア活動”という位置付けになっている、委員会活動のために休暇を取得しているといった話しも聞きます。

商品開発に直結するような短期的な標準化テーマには企業側も注力するが、国際標準のように長期的、社会的視点が必要なテーマの場合、企業側のバックアップは必ずしも十分とはいえません。そのためには、まず、経営層の標準化マインドの醸成が必要です。国際標準へ

1. 経営層の標準化マインド

(対応)

・第2章第2節(1)(戦略的な規格の国際提案を進めるための支援)において、行政が国際規格提案に対する支援を行うことの必要性を記述していますが、これは、このような措置により、国際標準化活動の成果が企業内において目に見えるようになり、それが結果として、民間サイドでの意識の向上・体制の強化につながることを狙いとしているものです。この点を踏まえ、第2章第2節(2)(標準化活動への参画に係る企業内環境の改善及び体制の整備)において、最後に以下の文章を追加しました。

「特に、国際標準化活動のような中長期的な活動については、関係者が長期間あるいは継続的に関与できるなどといったバックアップ体制をとることができるよう、産業界経営幹部層が自ら標準化マインドを持つことが極めて重要である。」

<p>の取組みはグローバル市場の獲得のため、産業界全体の底上げに通じる重要なものであることを認識してもらい、委員の献身性だけでなく、プラス企業のバックアップをもって標準化活動を支えていくべきです。</p> <p>標準化マインド、特に民間企業のトップ自らが標準化マインドを持つことの重要性を説いて頂きたいと思います。(P20にもありますが)</p> <p>・規格作成の迅速化 PASsubmitter 申請を行う、PAS 制度を利用するなどした規格作成の迅速化についても記述されたいかがでしょうか。そうすることで、日本からの規格提案も増えて国際的貢献に通じます。</p>	<p>2 . 規格作成の迅速化 (対応)</p> <p>・この点については、必ずしもPAS制度だけを推進するのではなく、他の手段との間でメリット・デメリットを考える可能性を確保することが重要であり、第2章第2節(1)「(国際デジュール標準に関する分野別戦略の明確化)」において、第2文の最後を以下のように修正しました。</p> <p>「...各国規格の国際化に向けての動向を的確に把握したうえで、デジュール標準、デファクト標準、あるいはPASのような迅速な標準の公表手段のいずれを選択するか等について判断するものとする。」</p>
<p>・加藤 茂 殿 ((社) 日本電機工業会 家電部 部長)</p> <p>第1章 標準を取り巻く環境変化と新たな標準化ニーズ 第1節 標準を取り巻く環境変化 < 現状認識 > (4 ページ) [報告書案] (注1) 「...今後強制法規の性能規定化の進展に伴い...複数の</p>	<p>1 . 標準を取り巻く環境変化 (対応)</p> <p>・ご指摘のとおり対応しました。具体的には以下のような文章となります。</p>

強制法規の技術基準においてその解釈基準として単一の規格の採用をすすめることによって実質的な基準の統一に寄与する…」

[修正要望]

報告書本文を「…今後強制法規の性能規定化の進展に伴い…複数の強制法規の技術基準においてその解釈基準の一例として同一の規格の採用をすすめることによって実質的な基準の統一に寄与する…」に修正することを要望します。

[理 由]

性能規定化では、必ずしも解釈基準は単一の規格である必要はなく、一定の性能を満たす規格はいずれも解釈基準になりうると考えるべきです。

「一方、これまで、産業分野や民生分野などの用途、目的の違いに応じて異なる強制法規が適用されてきたために、本来の構造等は同一の製品等であっても、これら強制法規に適合させるため異なった仕様等とせざるを得ず、製造者に負担が生じていた。任意規格の特徴に鑑み、こうした実態に対処するため、これら複数の強制法規の技術基準においてその解釈基準の一例として同一の任意規格の採用を進めることによって、実質的な基準の統一に寄与するとともに…」

第3章 適合性評価政策の基本的方向

第2節 JIS 適合性評価システムの改善

< 政策の基本的方向 > (30 ページ)

(JIS マーク制度のあり方の再検討)

[報告書案]

「JIS マーク品目に関し…このような政策的な意義が認められる品目への JIS マーク品目としての指定及びその適合性評価制度のあり方等について、検討を行うべきである。」

[修正要望]

報告書本文に「なお、JIS マーク適用の議論に際しては、JIS で規定すべき評価項目とその評価結果をどの程度まで正確に一般消費者に伝えることが可能かを重点的に検討する必要がある。」の一文を追記するよう要望します。

報告書本文に「環境、リサイクル、省エネ等の特定分野ごとに JIS マークを適用する考えについては、一般消費者に混乱を起こさぬことを第一に慎重に考慮する」を追加するよう要望します。

2. JIS 適合性評価システムの改善

(対応)

・ご指摘を踏まえ、「…検討を行うべきである」の後に、次の文章を追加することとしました。

「なお、JIS マーク適用の議論に際しては、規格の目的を付記する対象の拡大の是非を含め、一般消費者に分かり易いように運用することにつき検討していく必要がある。」

<p>[理由]</p> <p>環境・リサイクル・省エネは、一般消費者にとって最も関心のあるテーマのひとつですが、JIS で規定すべき項目は単に互換性を追求するだけでなく、性能評価が主体と期待されるはずであり、商品を多角的に評価するために評価項目も多岐にわたり規定する必要があります。しかしながら、その結果を JIS マークひとつでシンボル化するのは、消費者への情報提供としては不可全なものと言わざるを得ず、誤解を生む原因になりかねないと考えます。</p> <p>環境・リサイクル・省エネなどの特定分野に限定した評価項目ごとにそれぞれ JIS マークを適用させると一般消費者に混乱をきたす危険性があると考えます。</p>	
<p>・横井 士郎 殿 (東海学園大学経営学部教授)</p> <p>1. 「第3章第3節IS09000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題」に関する私の意見 その1</p> <p><現状認識>において「審査登録機関側においても、審査や審査員の質の維持向上は重要な課題である」と指摘しているのは的確である。これを受けて<政策の基本的方向>において「官民双方において人材育成プログラムの開発等必要な対応が図られることが必要である」と記述されているのも首肯できる。ISOマネジメントシステム規格については、審査登録機関や審査員毎の審査基準（要求事項の解釈）や審査能力のバラツキが大きいことが問題となっているからである。</p> <p>このことは国内審査機関間のみならず、国際標準を唱う上でむしろもっと大きな問題として、国際間のバラツキの問題がある。とりわけアジア諸国間においてはわが国が主導して審査基準の整合確保や審査</p>	<p>1. 「第3章第3節IS09000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題」に関して (対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章第3節（IS09000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題）において、審査員の質の向上に係るアジアとの協力について以下のように修正しました。 <p>現状認識において、「...審査や審査員の質の維持・向上は重要な課題である」の後に、次の文章を追加しました。</p> <p>「また、審査基準や審査員の評価登録においても、国際的な整合性等確保につきガイドラインが制定されているところであるが、我が国としてもこの点を重視してアジア太平洋諸国に協力することも重要な課</p>

の質の向上に取り組むことを本節で表明すべきであろう。現に1995年APEC大阪会合で日本がホスト国になった折に、APECの人材養成部会（HRD）においてISOマネジメントシステムに関するアジア共同の人材養成プログラムを日本が提案している。その後実務レベルで何回かワーキング会合が開かれたが結局頓挫したように聞き及んでいる。このような努力をまた継続すべきである。

当報告書案は第2章第2節(2)において、わが国の利害に関する発言力を高める観点から、アジア太平洋諸国とのネットワーク化や人材育成を表明しているが、（それも悪いとは云わないが、それを云うくらいなら）日本国の独自利害を主張する観点ではなく、21世紀におけるわが国の在り方であると本節で唱うべきではないかと私は考える。

2. 「第3章第3節ISO9000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題」に関する私の意見 その2

この節の〈政策の基本的方向〉に追加で盛り込まれるべきと思われる点を指摘したい。それは法令上または行政上の強行規定と民間の任意の適合性評価制度との調和である。特に環境システム規格ISO14000においてこれを強く感ずる。

具体的には、ISO14001認証登録をした事業所については環境規制を緩和するというような行政上の取り扱いを国や自治体が指向することである。もちろん環境基準自体を緩和することはできない。たとえば現在必要とされている行政への資料、報告書の一部を省略できるといった、いわば手続き上の、ことなどである。すでに自治体によってはこの方向へ動いていると聞き及ぶ。

一種の官から民への事務移管である。このようなことによって行政コストを削減しひいては社会全体のコストパフォーマンスを上げながら環境を保全するという、21世紀に向けた新しい社会の在り方を目指すということである。この視点を本節に追加することが望ましいと私は考える。

題である。」

政策の基本的方向において、第1文の後に次の文章を追加しました。

「審査基準や審査能力については、国内的な対応のみならず、国際的な整合性を政府は重視しており、その点からアジア太平洋協力の推進を検討すべきである。」

2. 「第3章第3節ISO9000をはじめとする各種分野におけるマネジメントシステム規格への対応及び民間認証事業の課題」に関して

（対応）

・工業標準化法は強制法規そのものに係る提言を行うものではないため、強制法規にISO9000や14000の認証が活用されることが期待される旨を現状認識に記しました。具体的には以下になります。

「ISO9000、14000は、社会の基盤として活用が進められ、一部地方自治体でISO14000の認証取得をもって、環境規制関係の届出の一部免除を認めており、さらに今後強制法規等でのこれらの規格の活用が期待される。一方、...」

・泉 誠一 殿

((社)関西電子工業振興センター 生駒試験所 計測技術課長)

1. 試験所認定について(EMC分野)

アジア太平洋地域の試験所認定機関(国内では、JCSS, JNLA, JAB)がAPLAC相互承認グループ加盟することによりお互いの認定能力が同等であると認めあうことは有意義なことでありますが、このことが、実際の製品認証に結び付かなければその有効性は発揮されません。例えば、米国に情報技術装置を輸出する際には、FCCの装置認可または適合宣言(Declaration of Conformity)が義務付けられています。DoCを適用する場合にはNVLAPまたはA2LA認定試験所で規格適合試験を実施することが要求されます。

APLAC MRAによりJAB, NVLAP, A2LAはお互いの試験所認定を認め合うことが可能ですが、規制当局であるFCCはJAB認定を認めていません。何故なら、日米間でMRAが締結されていないためです

日本から製品をWorld Wideに輸出する場合、相手国毎に試験が必要となります。

このような不利益を克服するためにも、国際規格をいち早く国内規格として取り入れる体制、および、その後の規格改訂にも対応できる体制を整えることが重要です。

2. 規格の電子化

米国では、殆どの規格が電子化されており、インターネットで入手することができます。例えば、強制法規であるFCC規則は、FREEでダウンロードできますし、任意規格であるIEEE/ANSI規格はライセンス料を支払うことによりダウンロードができます。日本に居ながらにして、米国の最新規格を入手することができます。

ところが、国内法規(例えば、電気用品取締法、電波法)は、分厚い規格集を購入し、規格改訂の都度ページを差し替えるような状

1. 試験所認定について(EMC 分野)

(対応)

・第3章第1節の政策の基本的方向において、MRA関連部分を以下のとおりとしました。

「経済のグローバル化が進展する中で、国内外で異なる技術基準に対する適合性評価業務の合理化を図り、ワンストップ・テストングを目指すMRAの促進が期待されるが、これへの対応を行うため、諸外国の基準への適合性評価を行う機関を指定する制度(輸出に係る適合性評価機関指定制度)を個々のMRAの進展と合わせて早急に構築することが必要である。」

2. 規格の電子化

(対応)

・第4章第2節(3)において工業標準化法に係る規格作成や公表の電子化に係る記述がございます。実際の電子化の際には使い勝手に十分配慮したいと存じます。

態ですから、私たちが利用する場合でも使い勝手が悪く、ましてや、海外からは利用できません。

・大坪 孝至 殿
((財)日本適合性認定協会 専務理事)

1. 認定・認証業務の民間への解放
<第3章 第1節 (強制法規への活用促進のための任意適合制度の質の充実)に関して>

強制法規への任意適合性評価制度の活用促進策は議論されているが、従来から進められてきた規制緩和の更なる加速化及び緩和後の適合性評価制度に民間の認定機関を活用することについても議論すべきである。

規制緩和された分野における認定制度では、指定検査機関等の指定に係る公益法人要件を外し、民間法人(複数)へ業務開放されるようになったが、当該民間法人の能力、適格性の評価には、民間認定機関による認定結果を活用するしくみにするなど、法規上の見直し・整備(明文化)を行うべきである。

このことにより、透明性、公平性、説明責任の観点が大幅に改善される。

なお、折角規制緩和が実現しても、行政指導により実質以前と変わらぬ仕組みが残っている例があるので、これは早急に改善すべきである。

(一例:電気用品取締法の乙種機器のSマーク制度)

2. 政府間相互承認スキームにおける認定機関の活用
<第3章 第1節 (MRA 促進のための国内体制整備)に関して>

現在実行段階になってきている APEC MRAs 及び EU-Japan MRA 等政府間の相互承認協定では、合意した基準認証の分野毎に、定めら

1. 認定・認証業務の民間への解放
(対応)

・規制改革の更なる推進、民間による適合性評価制度の活用について議論を行うことの重要性を認識し、第3章の第1節において関連の記述が盛り込まれております。指定検査機関等の能力、適格性の評価等に、民間認定機関による認定結果を活用することも今後検討していく必要があると考えますが、このためには、報告書にあるように、まずは任意の適合性評価制度の質等の一層の充実を図り、強制法規当局から十分な信頼を得ることが最重要課題であると考えます。

・なお、電気製品に関するSマーク制度については、規制緩和を契機として民間の適合性評価機関による制度として発足・運営されているものであり、同制度においては認定の仕組みは適用されていないものと理解しています。

・本件については、報告書の方向性はご指摘と必ずしも矛盾するものではないと考えますが、今後、認定・認証部会あるいは組織再編後の適合性評価部会においても議論を行うことが必要と考えます。

2. 政府間相互承認スキームにおける認定機関の活用
(対応)

・現在存在する又は進行中であるMRAにおいて、指定当局に求められているものは、信頼性があり指定当局として十分な責任を負える形での適合性評価機関の指定です。指定にあたっては、指定当局が直接評

れた「指定当局」が適合性評価を行う機関を指定し、モニターする義務を負っている。(別紙参照)

MRA 加盟国の大半は、適合性評価機関の指定に際して、認定機関が行った認定結果を活用するしくみを構築している。我が国においても WTO/TBT 協定にある透明性や公平性などに照らして、国際的に整合するしくみ(認定機関活用スキーム)を早期に確立し、「指定当局」の指定結果が各国政府に容易に受け入れられるようにすることが急務である。このスキーム活用により、産業界の製品輸出コスト・手続きが大幅に軽減され、競争力向上ひいては国益に繋がるところ大である。

このためには、海外の強制法規の基準に照らして任意分野の国際相互承認(例えば APLAC MRA)を活用する形で適合性評価を行えるように、国内法を整備すれば良いと考える。

3. 日本における試験所認定制度の認識

<第3章 第2節 JIS 適合性評価システムの改善全般に関して>

この節では工業標準化法に關しての記述しかないが、日本全体の試験所認定制度を議論する場合に、認定実績が一番多い民間の試験所認定機関に関する情報が一切ないのは、検討資料として公平性を欠くと同時に今後の基本方針策定検討に際して、各委員の判断を誤らせる恐れがあると考ええる。

価を行う場合、認定機関の評価結果を活用する場合、適合性評価機関の相互評価を活用する場合等が想定されています。認定機関の結果の活用は、各国の判断に任されていますが、このためには、まず任意の適合性評価制度の質の更なる充実を図り、強制法規当局から十分な信頼を得ることが最重要課題であると考えます。

- ・本件については、今後、認定・認証部会あるいは組織再編後の適合性評価部会においても議論を行うことが必要と考えます。

3. 日本における試験所認定制度の認識

(対応)

- ・ご指摘の通り、我が国の試験所認定制度の今後のあり方については、民間機関によって運営されている試験所認定制度も含めて、官民の役割分担等総合的な観点から、検討を行う必要があります。このため、本委員会の報告書案においても「JNLA制度については、民間の試験所認定に係る諸制度を補完するとの観点も踏まえつつ、等の可能性について、検討していくべきである。」としているところです。

- ・また、本件については、「今後、日本工業標準調査会認定認証部会あるいは組織再編後の適合性評価部会において、更なる検討を進める必要がある」としているところであり、当該部会の審議においては、上記の点も合わせて、総合的検討を行っていくことが必要と考えています。

4. JNLA の JIS 試験方法規格分野への進出必要性の見直し
< 第3章 第2節 (JNLA 制度の改善の可能性の検討) に関して >

JNLA は供給者による JIS マーク非指定品目の JIS への自己適合宣言を促進するために、必要な能力を持った試験所を認定する制度である。今回、JIS 試験方法規格に基づく試験を行う試験所をも JNLA による認定の対象とすべきとの見解が記載されているが、この分野は民間認定機関での対応が十分可能な分野であり、補完関係はあり得ない。

もしもこの検討が法律改正を行って実行に移すとの意図であれば、H8/12 の行政改革委員会が取りまとめ、公表した「行政関与の在り方に関する基準」で示されている基本原則（「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめること、等）に照らしても見直しが必要と考えられる。

なお、本件は H7/5 の認定・認証部会の答申と異なる方針であり、本委員会では原点に立ち返った議論をすべきである。

5. 計測のトレーサビリティ制度の拡充
< 第3章 第4節 全般に関して >

計量法の改正により、H13/4 より国家標準の開発・供給が抜本的に改善されることになったが、欧米先進国等に比べてなお大きな格差が残るのも事実である。従って、計画の前倒しを強く要望したい。この件はアジア・太平洋試験所認定機構 (APLAC) の MRA 審査時に日本の認定機関が共通的にコメントされており、日本国家計量体系の根幹に係る問題である。

4. JNLA の JIS 試験方法規格分野への進出必要性の見直し
(対応)

・ JNLA 制度については、現行の制度上の制約が大きく、より柔軟なものとするべきであるという利用者からの強いニーズがあること、今後のワンストップテストを推進していく上でも JIS 試験方法規格に基づく試験を行う試験事業者も認定対象とする必要性が指摘されていること、本委員会の議論においても、同様の指摘がなされてきました。

・ これらを踏まえて、本報告書案において、今後、これを対象とすることの可能性の検討を認定認証部会あるいは組織再編後の適合性評価部会で行う必要があるとしているところです。その際には、民間の試験所認定に係る諸制度を補完するとの観点を踏まえつつ、民間での実施可能性も含めて、JNLA 制度について、試験方法規格に基づく認定の実施、指定商品等への認定対象拡大等の改善の可能性について検討していくべきと考えます。

5. 計測のトレーサビリティ制度の拡充
(対応)

・ 報告書の指摘にもあるとおり、可及的速やかに国家計量標準の整備を図っていくことが重要と考えます。

6. JNLA 及び JCSS の料金体系

< 第 3 章 第 2 節 (認定・認証部会における検討) に関して >

第 4 項と関連するが、現在の JNLA 及び JCSS の料金体系は、フルコストベースでないため、民間認定機関のコスト競争力を著しく低下させている。このため民間認定機関の事業採算性を圧迫しており、事態は極めて深刻である。米国では、NIST の認定機関である NVLAP の運営は、A2LA 等民間認定機関の財政基盤を圧迫しないように、認定申請する試験所又は校正機関が支払う "cost-reimbursable basis" による料金のみによって賄われている。認定機関の公平性、透明性確保の観点から、JNLA や JCSS は補助金に相当する税金の投入はやめて、民業を圧迫しないようにすべきである。

認定・認証部会にも提案するが、本委員会でも見かけ上のコストと真のコストをしっかりと議論すべきである。

6 . JNLA 及び JCSS の料金体系

(対応)

- ・本節において議論の対象としている J N L A についての基本的な考え方は、民間の試験所認定に係る諸制度を補完するとの観点も踏まえつつ、検討すべきものと考えています。
- ・試験所認定制度に関する今後の認定認証部会あるいは組織再編後の適合性評価部会における検討に際しては、官民の役割分担のあり方についても議論することが適当と考えます。
- ・なお、透明性・公平性確保の観点については、そのためにも、当該認定機関を国際ガイドに適合する形で運用していくことが重要と考えています。